

平成21年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
(第3四半期：平成21年10月～12月契約分)

1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等 2 監査方法 書類監査	
3 監査の視点 ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか	
4 監査結果の概要 (1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。 (2) 具体的内容 ・物品については、車両用品やイベント用品の調達が含まれており、可能な限り局集中調達及び一般競争入札を選択するよう指導が必要である。 - また、競争不許の随意契約においては、業務上必要な専門書及び既購入法令集等の追録の購入であり、適正である。 ・役務契約については、車両に係る車検・点検整備及び各種委託手数料が太宗を占めており、全て少額随意契約により実施されており、事業実行上やむを得ないものである。	
事項別評価	指導状況
・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（10月～12月）における契約については、概ね適切である。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約であり、集中調達に間に合わなかったものも含まれているが、より計画的な調達を指導する必要がある。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 特になし	林野庁管理課長通達：（平成21年12月15日 21林国管第76号）の移達と合わせて経理課長事務連絡（平成22年1月21日）により指導。 発注すべき時期が予め把握可能である場合については、集中発注から漏れることがないように指導。